

資料 1

大阪府青少年健全育成条例の運用状況について

I 「クロスボウ」の規制について

1. 「クロスボウ」の青少年健全育成条例（以下「条例」）に基づく有害な玩具刃物類の指定（条例第16条）

（1）クロスボウが使用された主な事件（報道による）

- ・R2年6月 兵庫県宝塚市(23歳男性による殺傷事件:被害者 祖母・母・弟<殺害>、伯母)
- ・R2年7月 兵庫県神戸市(33歳妻による殺人未遂事件:被害者 夫)
- ・R2年8月 長野県長野市(28歳無職女性による殺人未遂事件:被害者 男性)
- ・R2年9月 北海道共和町(88歳無職男性による暴行罪(ボウガンを被害者に向ける):被害者 男性)

（2）府内のクロスボウの販売実態について

- ・府内においてクロスボウを販売する事業者は確認できなかったが、インターネット上ではクロスボウが販売されており、インターネットを通じた購入が可能。



クロスボウの威力を考慮し、府として青少年が所持しないよう規制が必要

(3) 有害な玩具刃物類の指定について

○クロスボウの指定の効果

- ・クロスボウは構造及び機能が人体に危害を及ぼし、青少年が携帯し、凶器として使用するおそれがあることから、青少年に入手させない。
 - ▶販売や貸付けを業とする者に対し、青少年への販売・贈与等を禁止（30万円以下の罰金）
 - ▶保護者等すべての者に対し、青少年への販売・贈与等を禁止（努力義務）
- ・なお、インターネット販売等により府内の青少年が府外の事業者から有害な玩具刃物類を購入した場合にも本規定が適用。

○青少年健全育成審議会における審議状況

- ・R2年9月17日 条例第47条第1項の規定により知事から青少年健全育成審議会に対し、有害な玩具刃物類の指定について諮問。
- ・R2年9月30日 青少年健全育成審議会において「クロスボウは有害な玩具刃物類に指定すべき」と答申。

○指定内容

- ・指定・告示年月日 R2年10月9日
- ・指定する玩具刃物類の品名、構造、機能
 - 品名 クロスボウ
 - 構造 銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるもの
 - 機能 当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが0.69 J / cm²以上のもの

○要望

- ・第107回近畿ブロック知事会議（R2年10月29日開催）において、本府が提案し採択された「クロスボウに関する規制の強化について」の提言書により、警察庁生活安全局長等に対し、対策を講じるよう要望（R2年12月8日）。

2. 国の動向

(1) 「クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会」の報告書について

○警察庁は、クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会を設置。

- ・第1回 R2年9月23日 自由討議
- ・第2回 R2年10月14日 自由討議
- ・第3回 R2年11月2日 自由討議
- ・第4回 R2年11月25日 報告書取りまとめ

【委員】

座長	藤原 静雄	中央大学大学院法務研究科教授
委員	江田 明弘	公益社団法人日本PTA全国協議会副会長
	奥本 一法	一般社団法人全日本クロスボウ協会会長
	木村 光江	東京都立大学大学院法学政治学研究科教授
	清永 奈穂	株式会社ステップ総合研究所所長
	鈴木 範夫	日本ボウガン射撃協会常任理事
	高崎 玄太郎	弁護士・T & Tパートナーズ法律事務所

【警察庁】

生活安全局長、長官官房審議官（生活安全局担当）、生活安全局保安課長

○クロスボウの所持等の在り方に関する報告書の概要等

- ・クロスボウの所持について、警察庁に対し、都道府県公安委員会による許可制とすることが適当であること。
- ・本報告書の内容を踏まえた措置について、銃砲刀剣類所持等取締法の改正を含めた検討を行い、当該措置ができる限り速やかに講じられること。
- ・警察庁では、本報告書に基づき、早ければR3年の通常国会に改正法案を提出。

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法の改正について

○R3年2月24日、政府はクロスボウの所持を許可制とする銃砲刀剣類所持等取締法改正案を閣議決定し、国会に提出。

【改正の概要】

①所持の禁止と所持許可制の導入

- ▶人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウを所持禁止の対象とする
- ▶一定の用途（標的射撃、動物麻酔等）に供するため規制対象のクロスボウを所持しようとする者は、クロスボウごとに、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない

②使用、保管等に関する規制

- ▶使用 標的射撃は危害予防上必要な措置が執られている場所に限る
- ▶保管 適切な設備及び方法により保管する義務
- ▶譲渡し（販売等） 譲渡し時に所持許可証を確認する義務
販売事業者は都道府県公安委員会に届出

③その他

- ▶不法所持に対する罰則、法令違反時の行政処分
- ▶施行日は、公布の日から9月を超えない日（政令で定める）
- ▶施行前から所持する者は、一定期間内に許可申請、廃棄等



R3年6月8日 改正銃刀法が可決、成立。

⇒所持は許可制とし、違反した場合は3年以下の懲役または50万円以下の罰金

II 青少年を取り巻くインターネット上の有害情報対策

○条例第36条（教育及び啓発）

府は、青少年のインターネットを適切に活用する能力の育成を図るため、インターネットの利用に関する教育及び啓発活動の推進に努めるものとする。

○青少年健全育成審議会の提言(被害防止に向けた教育・啓発、相談機能等の充実・強化)

（平成30年度提言）

青少年自身の情報の取捨選択能力や危険を見極める力等を高めることが必要であることから、青少年や保護者等への教育・啓発及び相談機能の一層の充実・強化に取り組むことが何より重要である。

- i 青少年の主体的な取組による教育・啓発の充実
- ii 適切な情報提供による効果的な教育・啓発
- iii インターネットに潜む危険性やフィルタリングの意義に関する保護者の知識向上
- iv 相談機能等の充実・強化（相談しやすい環境づくり）
- v 事業者等との連携

（令和元年度提言）

平成30年提言に加え、青少年がSNS上にデート援助交際等を求める書き込みをした場合に、その危険性を直接伝える新たな仕組みを検討すべきである。

また、SNS上で悪意を持って青少年に近づこうとする大人に対して直接警告を発するような取組を検討すべきである。

1. 大阪の子どもを守るネット対策事業

(1) ネット利用をみんなで考えるプロジェクト（旧OSAKAスマホサミット）

- ・子どもがインターネットやSNSを介して事件やトラブルに遭わないよう、子ども自身が使い方を見直し、大人も一緒にインターネット等の適切な利用方法を考える場を提供。ワークショップで議論を重ねた上で、年1回発表。
- ・本事業の一環として、府内の青少年のスマートフォン利用の実態を知り、課題と対策について考える際の基礎資料とするため、OSAKAスマホアンケート（児童生徒向け調査・保護者向け調査）を実施。

【R3年度の取組】

- ・児童・生徒向けワークショップ及び保護者向けワークショップの実施
- ・OSAKAスマホアンケート（児童・生徒向け、保護者向け）の実施
- ・青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムの開催（内閣府事業）
- ・教材付き事例・教材集の作成・周知

(2) スマホ・SNS安全教室

- ・ネットトラブルの低年齢化に対応するため、府警本部サイバー犯罪対策課と連携し、主に小学生を対象に年齢の近い大学生（サイバー防犯ボランティア）が講師となり出張講座を実施。
- ・携帯電話事業者等と連携し、児童・生徒や保護者、教員等に対し、スマホに潜む危険性やその対処方法等について出張講座を実施。

2. 子どもに対するインターネット上での被害防止のための啓発事業（ターゲティング啓発）

○インターネット広告を活用し、SNSやインターネットの検索エンジン上で「パパ活」や「ママ活」など性被害を誘発するおそれのある書き込みや検索を行う青少年や大人に対して、当該者のSNS等の画面上に注意喚起のメッセージ広告を表示させる。

【R2年度実績】

- ・広告配信開始 R2年11月19日（木）～R3年3月14日（日）116日間
- ・配信対象 ①大阪府域で主に活動する子ども（18歳未満）・②大阪府域で主に活動する人（①以外）
- ・広告媒体
 - ①年齢に応じた広告内容
 - ・「Google」及び「Yahoo!」でのリスティング(検索連動型)広告
⇒検索エンジンで利用者が検索した際に、特定の文字に関連して表示される広告
 - ・「Twitter」でのSNS広告
⇒SNSで利用者が検索や書き込みをした場合、SNS上に表示される広告
 - ②全年齢共通の広告内容
 - ・「Yahoo!」でのディスプレイ広告
⇒「Yahoo! Japan」や提携サイトのページで利用者の閲覧履歴により、表示される広告

・配信結果

画面表示数 目標回数1,400万回⇒**24,670,690回**（達成率1.8倍／1日あたり212,678回）

クリック数 目標回数 2万回⇒**31,514回**（達成率1.6倍／1日あたり272回）

（回）

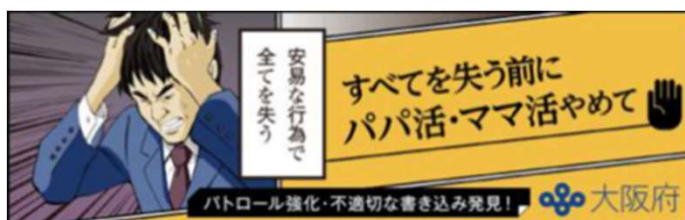
	画面表示数		クリック数	
	実績	1日あたり	実績	1日あたり
「Google」リスティング広告	64,646	557	2,394	21
「Yahoo!」リスティング広告	72,664	626	3,010	26
Twitter広告	2,154,663	18,575	15,471	133
Yahoo!ディスプレイ広告	22,378,717	192,920	10,639	92
合計	24,670,690	212,678	31,514	272

○おおさかSNS子ども安心サイトの閲覧数

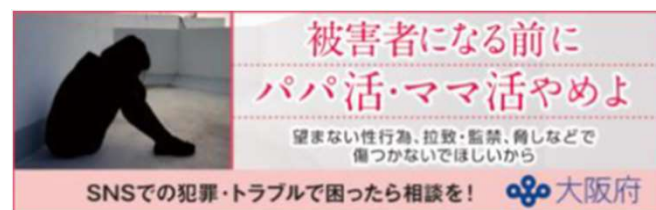
- ・広告配信と併せて、SNS上のトラブル事例や相談窓口（性被害相談の窓口等）を追加するとともに、大人向けに犯罪となった実例や罰則等のページを加え、「パパ活」等の危険性を周知。
- ・同サイトの閲覧数は、**40,175件**（R1同時期：26,751件⇒**1.5倍**）

「イラスト例」

・大人_行為者_イラスト



・青少年_行為者_写真



【効果】

- 子どもや大人がターゲット広告を目にすることで「パパ活」「ママ活」等デート援助交際から犯罪被害やトラブルに遭う危険性があることを周知できた。
- 被害防止に向けて掲載内容を強化した「おおさかSNS子ども安心サイト」へ誘導することで、潜在層や行為者への注意喚起や抑止面で効果があった。

Ⅲ その他

○有害な図書類の指定（条例第13条～15条）

- ・有害な図書類の指定、有害図書類の販売等の禁止等
- ・府嘱託員（青少年健全育成推進員）及び府職員による立入調査
- ・有害図書の取扱い中止の動き（ミニストップ、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート）

○夜間立入制限等への対応（条例第24条）

- ・遊技場（ゲームセンター）、ボウリング場、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェ営業者は、夜間に青少年を当該施設に立ち入らせてはいけない。
- ・府職員による立ち入り調査

○青少年のインターネット利用環境の整備（第31条、第33条）

- ・フィルタリング利用を啓発するチラシ等の配布
- ・府嘱託員（青少年健全育成推進員）による携帯電話販売店舗への立入調査

○有害役務営業（いわゆる「JKビジネス」）の規制（条例第26条～29条）【H30年7月1日施行】

○児童ポルノ等の提供を求める行為等の禁止（条例第42条の2）【H31年4月1日施行（ただし罰則については同年6月1日）】

○淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止規定の適用対象の拡大（条例第39条）【R2年6月1日施行】